

競争的資金の間接経費の執行に係る方針

平成27年4月1日
公益財団法人新潟市産業振興財団

1. 目的

この方針は公益財団法人新潟市産業振興財団が獲得した国又は独立行政法人等が実施する競争的研究資金等（以下「競争的研究資金等」という。）の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、平成26年5月29日付け「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途等について、必要な事項を定める。

2. 間接経費の目的

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

3. 間接経費の額

間接経費の額は、原則として直接経費の30%以内に当たる額とし、この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。ただし、当該競争的資金等拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに従うこととする。

4. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費や研究機関全体の機能の向上のために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

5. その他

その他必要な事項は、理事長が定める。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

(1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、理事長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。